

三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金交付要領

(目的)

第1条 三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金（以下「補助金」という。）は、物価高騰等の影響により、製造に必要な原材料の確保が困難になっている国指定伝統的工芸品又は県指定伝統工芸品の製造事業者等に対し、代替となる原材料の確保に係る取組を支援することにより、県内における伝統産業の継続を図ることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「国指定伝統的工芸品」とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により経済産業大臣の指定を受けた別表1に記載の工芸品をいう。

2 この要領において「県指定伝統工芸品」とは、三重県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統性のある工芸品であり、かつ、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けることができない工芸品であつて、三重県指定工芸品指定要綱第4条の規定により指定を受けた別表1に記載の工芸品をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、別に定める三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金申請要項（以下「申請要項」という。）の申請要件をすべて満たす者をいう。

- (1) 国指定伝統的工芸品の指定組合等
- (2) 国指定伝統的工芸品の製造事業者
- (3) 県指定伝統工芸品の指定事業者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げる伝統工芸品の製造に必要な原材料で、価格高騰等の影響や供給状況により、確保が困難になっている又は確保が困難になることが見込まれる原材料の安定した確保を目的とした次に掲げる事業とする。

- (1) 代替原材料による商品試作

(2) 代替原材料のサンプル調達・開発

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第9条に規定する補助金の交付の決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から令和8年2月27日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると知事が認める場合には、交付決定日より前の日（第8条による交付申請を行った日以降に限る。）を補助対象期間の起算日とすることができる。

(補助対象経費等)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は別表2のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、補助対象期間内に契約、発注を行い、支払いを完了したことが事実として確認できる経費に限るものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は第6条ただし書に規定する場合で、起算日から交付決定日までに発生する経費を申請する場合には、事前着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。ただし、対象となる経費は、第1項の交付申請を行った日以降に発注等を行うものに限る。
- 3 申請者は、補助金の交付の申請を行うにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合、又は免税事業者及び簡易課税事業者についてはこの限りではない。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付を受ける申請者（以下「補助事業者」という。）を決定し、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。
 - (1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。
 - (2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定により、補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内に交付申請取下届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の申請等)

第11条 補助事業者は、第8条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、予め変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容に著しい変更が生ずる場合
- (2) 新たな補助対象経費の区分が発生する場合
- (3) 補助対象事業の区分ごとの補助対象経費が20%以上増加又は20%以上減少する場合
- (4) 補助対象経費の合計額が20%以上増加又は20%以上減少する場合
- (5) 補助事業期間を変更する場合

2 知事は、補助事業者より第1項の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の決定に際し、第1項で提出された書類に不備を認めた場合には、期限を定めて申請書の補正や追加の資料の提出を求めることができる。

4 知事は第2項の決定にあたっては、必要に応じて条件を付することができる。

5 補助事業者は、前2項による変更の承認又は不承認及び変更交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、予め中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了することができないと認められるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書(様式第7号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに事業進捗状況報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の全部の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して 15 日以内又は別に定める提出期限のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第 9 条による補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づいて変更の承認を受けている場合は変更後の内容）及び交付決定の条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類等の提出を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助事業者は、前条の規定により通知された補助金の支払いを受けようとするときは、支払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の支払請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を支払うよう努めるものとする。

(決定の取消)

第 18 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 第 9 条による補助金の交付決定の内容（第 11 条に基づいて変更の承認を受けている場合は変更後の内容）及び決定に際し付した条件に違反したとき又は知事の指示に従わなかったとき

(4) 本要領及び申請要項に定める要件に該当しない事実が判明したとき

(5) その他、規則及び要綱並びに排除要綱に定める要件に該当しない事実が判明したとき

2 前項の規定は、第 16 条による補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項により交付の決定を取り消したときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を求めらるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

3 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを定められた納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(検査)

第 20 条 知事は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助事業者の説明を求め、検査を行うことができる。

(成果の調査・公表)

第 21 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者は補助事業の成果について報告を求め、成果に関する検証を行い、補助事業の成果を公表することができる。

(補助事業完了後の報告等)

第 22 条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 23 条 規則及び排除要綱並びに本要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 30 日より施行する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 2 月 12 日より施行する。

2 改正前の交付要領により交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係 伝統工芸品）

伝統工芸品	
国指定伝統的工芸品	県指定伝統工芸品
四日市萬古焼、伊賀焼、伊賀くみひも、鈴鹿墨、伊勢形紙	桑名盆（かぶら盆）、桑名刃物、桑名萬古焼、桑名鋳物、多度の弾き猿、和太鼓、日永うちわ、四日市の提灯、関の桶、高田仏壇、阿漕焼、伊勢木綿、なすび団扇、竹細工、深野紙、松阪の猿はじき、松阪萬古焼、松阪木綿、伊勢の一刀彫、伊勢の神殿、伊勢の提灯、伊勢玩具、伊勢の根付、伊勢春慶、伊勢紙、和釘、擬革紙、火縄、尾鷲わっぱ、那智黒石、市木木綿、熊野花火

備考

補助金交付申請時において、新たに指定を受けた伝統工芸品を含むものとする。

別表2（第7条関係 補助対象経費等）

経費区分	内容	補助率及び補助上限額
原材料費	原材料の購入に要する経費	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：100万円
消耗品費	消耗品の購入に要する経費 ※耐用年数1年未満又は取得価格が10万円（税抜）未満のものに限る ※汎用性があり目的外使用になり得るもの（文房具等）の購入費は対象外とする	
通信運搬費	資材等の梱包及び運送に要する経費 ※電話代、インターネット利用料金等の通信費は対象外とする	
印刷製本費	資料の印刷等に要する経費	
使用料及び賃借料	機器・施設等のレンタル・リースに係る経費等 ※事業期間分の経費のみ対象とする（契約期間が補助事業期間を超える場合は按分により算出する） ※補助事業以外の目的でも使用する場合は対象外とする	
手数料	検査等に必要な手数料の支払に要する経費	
謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払う謝礼、現地調査のためのコーディネート費用、通訳者費用、翻訳費用等	
旅費	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に支払う旅費、現地調査のためのコーディネーター旅費、通訳者等旅費 事業遂行に必要な担当者旅費 ※渡航のためのパスポート申請費用は対象外とする	
委託費	原材料の調査・収集・分析・試作・検査等を外部に委託する場合の経費 商品の試作・検査等を外部に委託する場合の経費 現地調査を外部に委託する場合の経費 その他業務遂行に必要な内容を外部に委託する場合の経費 ※委託契約の締結が必要	
負担金	試作品のテストマーケティングにかかる出展料等の経費	

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、別に定める場合を除き、補助対象経費から除くものとする。
- 2 交付決定日より前に発注又は購入・契約等を実施したものに係る経費、事業期間終了後に納品、検収等を実施したものに係る経費、中古品の購入費、営利活動のための経費、そ

の他補助事業に直接関わらない経費や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は対象外とする。ただし、別に定めるところにより、交付申請時に事前着手届出書を提出した場合には、交付申請後、交付決定日より前に着手（発注又は購入・契約等）した事業に要する経費も補助対象経費とすることができる。

3 その他補助対象経費に係る必要な事項については、別に定める。